

民法法人抜本改革のイメージ

山岡義典 (日本 NPO センター 常務理事・法政大学教授)

1. 基本的なことはほとんど言い尽くされているので省略する

2. 抜本改革のひとつの具体的な提案

民法 34 条を「営利を目的としない法人については、別に非営利法人基本法によって定める」旨の規定に変更する。同時に民法の他の公益法人条項も廃止する。第 35 条の営利法人と同じ扱いにして、時代とともに柔軟に対応できる仕組みにする。

非営利法人基本法を定め、下記の規定をもうける。

- ・ 「一般非営利法人」に関する規定 = 中間法人制度に準じて公証人の認証と登記所への登記によって設立。法人概念としてはもう少し拡大。
- ・ 「特定非営利法人」に関する規定 = 特定非営利活動法人制度に準じて所轄庁の認証と登記所への登記によって設立。所轄庁による情報公開の義務づけ。法人概念はもう少し拡大し、社団型以外にも財団型を設けるとともに活動分野の制限はしない (従来分野項目は例示として「その他」を加える?)。
- ・ 民法の諸規定に代わるものとして、社会福祉法人や学校法人などの特別法による公益法人にも共通する法人組織運営の原則的規定を定める。
- ・ 所轄庁や法人や市民が問題を提起できる仕組みとして非営利法人審査会を設け、その規定を定める。

既存の社団法人と財団法人は、非営利法人基本法の施行とともに所管を主務官庁から所轄庁に移行し、3 年以内に非営利法人か特定非営利法人か営利法人を選択して変更手続きをする。あるいは解散・合併する。

既存の中間法人と特定非営利活動法人は、非営利法人基本法の施行後 1 年以内に一般非営利法人および特定非営利法人に変更手続きをする。

3. 抜本改革に伴う税制の改革

特定公益増進法人制度と認定特定非営利活動法人の制度を統合し、認定特定非営利法人制度をもうける。

既存の両制度による認定法人は、制度施行後 2 年以内に新しい制度で認定を受ける。

4. 実現の課題は大きい、今こそ思い切った改革を
